

### 【税務関係の証明書の発行】

新年度は税務に関する証明書を提出しないといけない場合が多くあります。証明書の交付には、窓口に行く方の本人確認書類が必要です。

#### ◎本人確認が必要な証明書

納税証明・所得証明・課税証明・資産証明・名寄・評価・公課証明など

※車検用の納税証明・地籍図・土地台帳閲覧などは必要ありません

#### ◎本人確認書類について

マイナンバーカード・運転免許証・公的医療保険の被保険者証などで確認します。

#### ◎代理人が交付を受ける場合

委任状（委任者の押印があるもの）と窓口に行く方の本人確認書類が必要です。

#### ◎授業料減免・公的扶助などを受ける方へお願い

公的扶助などを受けるために税務に関する証明書の提出が必要になる場合があります。

窓口に行く際は提出先から送付

された文書や手引きなど、証明書の種類や記載内容がわかるものを持参してください。必要な証明書の種類や記載内容（世帯分が個人分なのか、所得のみか課税内容まで必要なのかなど）は状況に応じて異なります。証明書や記載内容が異なっていると再発行になり、お手間をかけてしまいますのでご協力をお願いします。

#### ◎コンビニでも証明書が取得できます

課税証明（住民税）と所得証明が取得できます。コンビニのキオスク端末（マルチコピー機）で取得する方のマイナンバーカードと暗証番号・手数料（1枚につき200円）が必要となります。なお納税証明や資産証明などは取得できませんので、ご了承ください。



## 国民年金のはなし

## 学生納付特例制度について

【本庁】市民環境課 戸籍年金係 ☎ 0986-76-8805  
【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923

【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934  
【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが対応します

20歳になると日本年金機構から「基礎年金番号通知書」など書類一式が届きます。（すでに厚生年金に加入している方などには届きません）「基礎年金番号通知書」は会社に就職する時など一生をとおして使用するの大切に保管してください。

学生の方で所得が一定額以下の場合、在学中は保険料の額が0円になる「学生納付特例制度」が利用できます。ただしその分だけ将来貰える年金額は減ります。手続方法は書類一式の中にある「学生納付特例制度の申請書」に必要事項を記入し、学生証（写）などを添

付して返信用封筒で郵送、または住所地の市役所か年金事務所の窓口へ提出、あるいは電子申請でも行うことができます。申請が遅れると申請日より前に生じた不慮の事故や病気による障がいの障害基礎年金を受け取ることができない場合がありますのでご注意ください。また学生納付特例の承認期間は4月から翌年3年までの1年間となりますが、承認を受けた次の年度も在学予定の場合は4月初めに再申請の用紙が届きます。引き続き申請を希望する場合は必要事項を記入のうえ、忘れずに返送してください。

### 鹿屋年金事務所による出張年金相談

※年金請求の相談が優先となります

| 日 程     | 時 間                 | 場 所                 | 予 約 先                        |
|---------|---------------------|---------------------|------------------------------|
| 4月9日(水) | 午前9時30分～<br>午後3時30分 | 末吉本庁 南棟<br>2階 多目的室2 | 末吉本庁 市民環境課<br>☎ 0986-76-8805 |

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。